

I 審査基準

1 業務の視点について

小金井市内の保育施設の状況を踏まえ、提示している業務を実施するための適切な提案がなされているか等を評価する。

2 業務の内容について

- (1) 本市の現況や本市を取り巻く環境の変化等の整理・分析・課題抽出の考え方や手法について示されているか。
- (2) 「小金井市立保育園の在り方検討委員会」の支援体制（会議への出席、資料作成、その他会議運営の支援等）が適切か。
- (3) 保護者・市民アンケートに関する実施方法、情報の整理・分析方法が明確に示されており、また、業務内容に照らして当該方法が有用でありえるか。
- (4) 市民ワークショップについて、ファシリテーションを含む実施方法が明確に示されており、また、業務内容に照らして当該方法が有用でありえるか。
- (5) 就学前児童に対するインタビューについて、対象や実施内容が明確に示されており、また、業務内容に照らして当該方法が有用でありえるか。
- (6) パブリックコメント実施の支援体制が適切か。
- (7) 「小金井市立保育園の在り方検討委員会」の答申、パブリックコメント等を通じて吸い上げた民意の反映プロセスが適切か。
- (8) 市民説明会の支援体制（資料作成、FAQの作成支援等）が適切か。

3 業務スケジュールについて

- (1) 業務スケジュールに無理はないか。
- (2) 業務手順や業務工程は妥当か。
- (3) 打ち合わせの内容、回数は妥当か。

4 業務実績について

多様な意見がある中での合意形成支援（ファシリテーション）等同類の業務実績（企画提案書類の提出時点で履行が完了しているものに限る。）を有してかを評価する。

5 業務体制について

- (1) 業務の内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制であるか。
- (2) 市との役割分担が明確で市の負担軽減となる工夫が施されているか。
- (3) 市の要請や協議に対して、柔軟に対応できる体制がとられているか。
- (4) 多様な意見がある中での合意形成支援（ファシリテーション）等同類の業務実績を有する適切な業務責任者又は業務担当者が配置されているか。

るか。

(5) 個人情報の管理体制は適切か。

6 見積額について

経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。

7 プレゼンテーション及びヒアリングについて

(1) 企画提案内容のアピールポイントを分かりやすく所定時間内に説明しているか。

(2) 質問に対して簡潔かつ明瞭に的確な回答ができるか。

(3) 業務責任者等に知識・経験があるか。また、受託意欲・積極性があるか。

II 審査評価方法

審査基準に基づき、総合得点で判断する。

III 審査項目

「小金井市立保育園の在り方検討」支援委託プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある

		水準である。
--	--	--------

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合